

報道関係者各位

令和8年3月26日

こども誰でも通園制度の開始について

令和8年度から、こども誰でも通園制度の利用を開始しますのでお知らせします。
～親の就労状況にかかわらず、全ての未就園児の育ちを支援します～

記

1. 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、保護者の育児負担を軽減するため、保護者の就労状況に関わらず柔軟に保育所等を利用できる制度です。

2. 対象者および利用方法等

対象者：生後6か月～満3歳未満の保育所等に在籍していない子ども※利用には市の認定が必要です

利用上限：お子様一人につき月10時間まで

利用料金：1時間につき300円（※給食費等の実費は別途徴収）

利用の流れ：こども家庭庁のシステム「つうえんポータル」を利用します

- ①認定申請 「つうえんポータル」から基本情報を登録し、認定を申請
- ②施設面談 認定後、利用希望施設でお子様の状況確認および事前面談
- ③利用予約 「つうえんポータル」で空き状況を確認し、希望日時を予約
- ④利用開始 予約当日に施設へ

3. 実施施設

市内の保育所、認定こども園（計15施設）

※各施設の受入開始時期や詳細は、別添のチラシおよび市ホームページ（4月1日公開予定）をご覧ください。



舞鶴市乳幼児教育推進課（担当：井上、松本）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1009、FAX:0773-62-9897

E-mail:youho@city.maizuru.lg.jp